

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例等の一部を改正する条例……………（税務課） 1

条 例

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第75号

北海道税条例等の一部を改正する条例

（北海道税条例の一部改正）

第 1 条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第39条第 1 項第 1 号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の 6」を「100分の3.6」に改め、同条第 3 項第 1 号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウ中「100分の 6」を「100分の3.6」に改める。

第41条第 1 項の表法第72条の25第 1 項又は第72条の28第 1 項の規定によって申告納付する場合の項中「第72条第 5 号イ」を「第72条第 5 号ただし書」に改める。

附則第 5 条の 5 中「100分の10」を「100分の20」に改める。

附則第 6 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（法人の道民税の特定寄附金税額控除）

第 6 条の 5 法人税法第121条第 1 項（同法第146条第 1 項において準用する場

合を含む。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第 号。第 3 項、附則第 7 条の 2 第 1 項及び附則第13条第 2 項において「平成28年地域再生法改正法」という。）の施行の日から平成32年 3 月31日までの間に、地域再生法（平成17年法律第24号）第 8 条第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下この項及び第 3 項並びに附則第 7 条の 2 第 1 項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同法第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条及び附則第 7 条の 2 において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び附則第 7 条の 2 第 1 項において「寄附金支出事業年度」という。）の法第53条第 1 項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき道民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2 以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第 1 項の規定による道府県民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の 5 に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項及び第34条の 2 並びに法第53条第25項及び第26項（同条第28項（同条第29項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第29項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の道民税の法人税割額（当該法人税割額のうちに法人税法第89条（同法第145条の 5 において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した

場合の道民税の法人税割額とする。)の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

- 2 前項の規定は、法第53条第1項、第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法第53条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項の規定による法人税の申告書（同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。））、同法第74条第1項の規定による法人税の申告書、同法第144条の3第1項の規定による法人税の申告書（同法第144条の4第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第144条の6第1項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。）に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。
- 3 連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に該当するものに限る。以下この項において同じ。）が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。）の法第53条第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき道民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の5に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するも

のとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項及び第34条の2並びに法第53条第25項及び第27項（同条第28項（同条第29項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第29項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の道民税の法人税割額の100分の20に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

- 4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。
- (1) 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
 - (2) 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
 - (3) 清算中の連結子法人

- 5 第3項の規定は、法第53条第4項、第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法第53条第4項の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第7条の2の5を附則第7条の2の6とする。

附則第7条の2の4第1項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「第44条の7第1項第1号中「2年」とあるのは、」を「同号中「2年」とあるのは」に、「においては」を「には」に、「同条第1項」を「同項」に改め、同条を附則第7条の2の5とする。

附則第7条の2の3を附則第7条の2の4とし、附則第7条の2の2を附則

第7条の2の3とし、附則第7条の2を附則第7条の2の2とし、附則第7条の次に次の1条を加える。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除)

第7条の2 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人又は同法第121条第1項の承認を受けていない法人で同法第2条第16号に規定する連結申告法人に該当するものが、平成28年地域再生法改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、寄附金支出事業年度に係る法第72条の25、第72条の26第1項ただし書、第72条の28又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第72条の48第2項に規定する事業税額の課税標準の分割基準により按分して計算した金額)の100分の10に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の第39条の規定により計算した事業税額の100分の15に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の15に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書若しくは第72条の28の規定による申告書、法第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書又は第72条の28の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第8条の2の2中「においては」を「には」に、「平成28年3月31日」

を「平成29年3月31日」に改める。

附則第8条の2の3第2項第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の3第3項第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の3第4項第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第8条の2の5第2項第3号中「附則第8条の2の3第2項第2号ウ又はエ」を「附則第8条の2の3第2項第2号エ又はオ」に改め、同条第3項第3号中「附則第8条の2の3第3項第2号ウ又はエ」を「附則第8条の2の3第3項第2号エ又はオ」に改め、同条第4項第3号中「附則第8条の2の3第4項第2号ウ又はエ」を「附則第8条の2の3第4項第2号エ又はオ」に改める。

附則第8条の3第1項中「平成26年度分及び平成27年度分」を「平成28年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「。次項において同じ」を削り、「次項及び第4項第3号」を「第3項第3号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「ものの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「ものの」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「又は第2項」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項第2号中「、平成21年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に、「総務省令附則第5条の2第8項」を「同条第8項」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令附則第5条の2第3項に規定するものをいう。）」を加え、同項第4号中「エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（次項において「エネルギー消費効率」という。）が総務省令附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令附則第5条の2第5項に規定するもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「総務省令附則第5条の2第9項」を「同条第9項」に改め、同項の表第64条第1項第

4号オの項中「附則第8条の4第6項」を「附則第8条の4第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第7項中「第4項の表（第64条第1項第4号オの項を除く。）」を「次の表」に改め、「とし、同条第1項第4号オ中「前3号又は次号に掲げる額（第2項）とあるのは、」附則第8条の4第7項の規定により読み替えて適用される前3号又は次号に掲げる額（同項の規定により読み替えて適用される第2項）」を削り、同項に次の表を加える。

第64条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
第64条第1項第1号イ	4万700円	2万500円
	2万9,500円	1万5,000円
	3万4,500円	1万7,500円
	3万9,500円	2万円
	4万5,000円	2万2,500円
	5万1,000円	2万5,500円
	5万8,000円	2万9,000円
	6万6,500円	3万3,500円
	7万6,500円	3万8,500円
第64条第1項第2号ア	8万8,000円	4万4,000円
	11万1,000円	5万5,500円
	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	1万2,000円	6,000円
	1万5,000円	7,500円

第64条第1項第2号イ	1万8,500円	9,500円
	2万2,000円	1万1,000円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,500円	1万5,000円
	4,700円	2,400円
	8,000円	4,000円
	1万1,500円	6,000円
	1万6,000円	8,000円
	2万500円	1万500円
	2万5,500円	1万3,000円
	3万円	1万5,000円
	3万5,000円	1万7,500円
	4万500円	2万500円
	6,300円	3,200円
	7,500円	4,000円
	1万5,100円	8,000円
	1万200円	5,500円
	2万600円	1万500円
	1万2,000円	6,000円
	1万4,500円	7,500円
	1万7,500円	9,000円
	2万円	1万円
	2万2,500円	1万1,500円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,000円	1万4,500円
第64条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	1万3,500円
	3万2,000円	1万6,000円
	3万8,000円	1万9,000円
	4万4,000円	2万2,000円
	5万500円	2万5,500円
	5万7,000円	2万8,500円

第64条第1項第3号イ	6万4,000円	3万2,000円
	3万3,000円	1万6,500円
	4万1,000円	2万500円
	4万9,000円	2万4,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万5,500円	3万3,000円
	7万4,000円	3万7,000円
	8万3,000円	4万1,500円
第64条第1項第4号ア	1万2,000円	6,000円
第64条第1項第4号イ	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,600円	1万4,000円
	3万1,600円	1万6,000円
	3万6,000円	1万8,000円
	4万800円	2万500円
	4万6,400円	2万3,500円
	5万3,200円	2万7,000円
	6万1,200円	3万1,000円
第64条第1項第4号オ	7万400円	3万5,500円
	8万8,800円	4万4,500円
	前3号又は次号に掲げる額 (第2項)	附則第8条の4第4項の規定により読み替えて適用される前3号又は次号に掲げる額(同項の規定により読み替えて適用される第2項)
第64条第1項第5号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第64条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第64条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円

	8,000円	4,000円
第64条第3項	定める額	定める額に100分の50を乗じて得た額（その額に、500円未満の端数があるときはこれを500円に、500円を超え1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に、それぞれ切り上げた額）

附則第8条の4第7項を同条第4項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「第4項及び第5項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第6項及び第7項」を「前2項」に、「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第13条の見出し中「税率」を「税率等」に改め、同条中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の2.3」を「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に改め、「第39条第1項第2号」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第2条の規定により読み替えられた第39条第1項第2号」と、」を削り、同条に次の1項を加える。

2 平成28年地域再生法改正法の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税についての附則第7条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の15」とあるのは、「100分の20」とする。

（北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中北海道税条例第39条の改正規定を削る。

第1条のうち北海道税条例第43条の4の次に1条を加える改正規定のうち同条例第43条の4の2第1項中「規定に基づき」の次に「国税庁長官に対し当該

租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第41条の19の5第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（事業を行う個人が租税条約の規定に基づき）を、「あった場合」の次に「を含む。）」を、「同条第12項第1号」の次に「（租税特別措置法第41条の19の5第10項において準用する場合を含む。）」を加える。

第1条中北海道税条例附則第13条の改正規定を削る。

附則第1項第2号中「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項第4号中「附則第22項」を「附則第21項」に改め、同項第5号中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附則中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第14項中「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第16項を附則第15項とする。

附則第17項中「附則第12項」を「附則第11項」に、「第15項まで」を「第14項まで」に、「附則第16項」を「附則第15項」に、「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第14項」を「附則第13項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第17項」を「附則第16項」に、「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第18項を附則第17項とする。

附則第19項中「附則第12項」を「附則第11項」に、「第15項まで」を「第14項まで」に、「附則第18項」を「附則第17項」に、「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第14項」を「附則第13項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第19項」を「附則第18項」に、「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第20項を附則第19項とする。

附則第21項中「附則第12項」を「附則第11項」に、「第15項まで」を「第14項まで」に、「附則第20項」を「附則第19項」に、「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第14項」を「附則第13項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第21項」を「附則第20項」に、「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第20項とし、附則第22項を附則第21項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例附則第6条の4の次に1条を加える改正規定、同条例附則第7条の2の5を同条例附則第7条の2の6とする改正規定、同条例附則第7条の2の4を同条例附則第7条の2の5とする改正規定、同条例附則第7条の2の3を同条例附則第7条の2の4とし、同条例附則第7条の2の2を同条例附則第7条の2の3とし、同条例附則第7条の2を同条例附則第7条の2の2とし、同条例附則第7条の次に1条を加える改正規定、同条例附則第13条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）の施行の日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の5の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成27年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条の5の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び附則第5項において「2号施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道民税及び2号施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道民税について適用する。

4 新条例第39条及び附則第13条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び附則第6項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第7条の2の規定は、2号施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

7 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について

適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。